

福島市公告第 189 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を、次のように廃止したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 20 日

特定行政庁 福島市長 木 幡 浩

廃止する道路の指定年月日及び番号

廃止前	令和 5 年 10 月 3 日	第 9 号
廃止後	令和 7 年 6 月 19 日	第 2 号

廃止する道路の位置

指定当時の地番	福島市森合字丹波谷地 30 番 9
現在の地番	福島市森合字丹波谷地 30 番 9、3 番 15

取り消しする道路の幅員及び延長

幅員	6.00m
延長	32.92m